

○蒲郡市立学校体育施設の開放に関する規則

昭和 51 年 3 月 22 日

教委規則第 4 号

[注] 令和 2 年 4 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、社会体育の普及のために、蒲郡市立学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民の利用に供すること（以下「学校開放」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(管理責任)

第 2 条 学校開放中の管理責任は、蒲郡市立学校管理規則（昭和 35 年蒲郡市教育委員会規則第 1 号）第 5 章の規定にかかわらず、蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に帰属するものとする。

(管理指導員)

第 3 条 学校開放を行う学校（以下「開放校」という。）に管理指導員を置く。

2 管理指導員は、学校開放に伴う施設及び設備の管理に当たるものとする。

(令 2 教委規則 2 ・一部改正)

(開放日及び開放時間)

第 4 条 学校開放を行う日（以下「開放日」という。）は、1 月 4 日から 1 月 28 日までのうち、開放校の管理上支障のない日で、教育委員会が別に定めるものとする。

2 学校開放の時間（以下「開放時間」という。）は、別表第 1 に定めるとおりとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めたときは、開放日及び開放時間を変更することができる。

(令 3 教委規則 6 ・全改、令 7 教委規則 3 ・一部改正)

(利用者の範囲)

第 5 条 開放校を利用できる者は、蒲郡市内に在住し、又は在勤する者で、10 人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に成人の責任者が含まれ、教育委員会に登

録された団体（以下「利用者」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が開放校を利用する場合において、教育委員会が必要と認めたときは、利用者以外の者についても、当該開放校を利用させることができる。

（令7教委規則3・一部改正）

（登録）

第6条 前条に規定する登録を受けようとする団体は、学校体育施設利用登録申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請団体が適格と認められるときは、当該申請者に学校体育施設利用登録証（第2号様式）を交付する。
- 3 利用者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に届出しなければならない。

（令7教委規則3・一部改正）

（登録の抹消等）

第7条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消し、又は利用を中止させることができる。

- （1） 虚偽の申請その他不正の行為により登録を受けた事実があったとき。
- （2） 別に定める遵守事項に違反したとき。
- （3） その他利用者として不適格と認めたとき。

（令7教委規則3・追加）

（利用手続）

第8条 利用者が開放校の利用許可を受けようとするときは、あいち電子自治体推進協議会が運営するあいち共同利用型施設予約システム（以下「予約システム」という。）により利用許可申請を行い、教育委員会の許可を受けなければならぬ。

- 2 前項の規定による申請は、利用日の属する月の前月の1日から15日までにしなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

3 教育委員会は、前2項の規定による申請を許可したときは、予約システムによりその旨を当該申請をした利用者に通知するものとする。

(令3教委規則6・一部改正、令7教委規則3・旧第7条繰下)

(利用の取消し等)

第9条 教育委員会は、開放校の管理上支障があると認めるときは、学校開放の利用の中止又は前条第3項に規定する利用の許可を取り消すことができる。

(令7教委規則3・旧第8条繰下)

(設備利用の実費負担)

第10条 利用者は、開放校の照明設備又は冷暖房設備（以下これらを「設備」という。）を利用するときは、光熱費の実費相当額（以下「実費相当額」という。）として、開放時間の区分の利用1回につき別表第2に定める額を負担しなければならない。

2 前項に規定する実費相当額は、利用者があらかじめ教育委員会において納入しなければならない。

(令7教委規則3・追加)

(実費相当額の免除)

第11条 教育委員会は、必要があると認めたときは、照明設備に係る実費相当額を免除することができる。

(令7教委規則3・追加)

(損害賠償)

第12条 利用者は、開放校の施設、設備等を故意又は過失によりき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(令7教委規則3・旧第9条繰下)

(事故の責任)

第13条 教育委員会は、利用者がこの規則に違反し事故を起こしたとき又は管理上の責めに帰さない事故については、その責めを負わない。

(令7教委規則3・追加)

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、学校開放について必要な事項は、教育長が別に定める。

(令7教委規則3・旧第10条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、昭和51年5月1日から施行する。

附 則 (平成8年教委規則第1号)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、現に改正前の蒲郡市民体育センター管理規則、蒲郡市野外運動施設の管理及び運営に関する規則、蒲郡市公園グランド管理規則及び蒲郡市立学校体育施設の開放に関する規則の規定に基づき作成されている諸様式の用紙は、改正後の蒲郡市民体育センター管理規則、蒲郡市野外運動施設の管理及び運営に関する規則、蒲郡市公園グランド管理規則及び蒲郡市立学校体育施設の開放に関する規則の規定にかかわらず使用することができる。

附 則 (令和2年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年教委規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の蒲郡市立学校体育施設の開放に関する規則の規定による第1号様式、第3号様式及び第4号様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和3年教委規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の規定は、令和3年4月1日以後の利用について適用し、同日

前の利用については、なお従前の例による。

附 則（令和7年教委規則第3号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（令7教委規則3・追加）

施設区分	開放日	開放時間
屋内施設	平日	午後6時から午後9時まで
	土曜日、日曜日 及び休日	午前8時30分から午前11時30分まで
		午後1時から午後5時まで
		午後6時から午後9時まで
屋外施設	平日	午後6時から午後9時まで
	土曜日、日曜日 及び休日	午前8時30分から午前11時30分まで
		午後1時から午後5時まで
		午後6時から午後9時まで

備考

- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び蒲郡市立学校管理規則第7条に定める学校の休業日をいう。
- 屋外施設の午後6時から午後9時までの利用については、屋外施設に照明設備を有する開放校に限り、適用する。

別表第2（第10条関係）

（令7教委規則3・追加）

施設区分	名称等	設備	実費相当額
屋内施設	体育館（小学校）	照明設備	500円
		冷暖房設備	2,000円
	体育館（中学校）	照明設備	800円
		冷暖房設備	2,000円
	その他	照明設備	500円

屋外施設	運動場	照明設備	1, 500円
------	-----	------	---------

備考 体育館（小学校）又は体育館（中学校）を利用する場合において、その利用が当該体育館の半面であるときは、当該体育館の照明設備に係る実費相当額の2分の1の額とする。

第1号様式（第6条関係）

学校体育施設利用登録申請書

年　月　日

蒲郡市教育委員会 様

代表責任者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

利用者ID			
団体名			
主な運動種目			
登録人数	人		
主な利用校	学校	月間利用 予定回数	回
確認事項			

第2号様式（第6条関係）

No.

学校体育施設利用登録証

1 団体名

2 責任者名

3 主な
利用校

4 有効期間
自 年 月 日
至 年 月 日

年 月 日

蒲郡市教育委員会 印

第1号様式（第6条関係）

（令7教委規則3・全改）

第2号様式（第6条関係）

（令7教委規則3・全改）